

## 後期高齢者医療保険料

減免

**対象** 次のいずれかに該当する被保険者

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者※が死亡または重篤な傷病を負った被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者※の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する被保険者
  - ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
  - ・前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※主たる生計維持者とは、原則、世帯主になります。

**減免額**

対象①に該当する被保険者…全額を免除

対象②に該当する被保険者…一部を減免（減免額は、所得金額等によって異なります。詳しくはお問い合わせください）

**対象期間** 令和元年度…第8～9期分 令和2年度…全部

※令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は年金支払日）が設定されているもの

※令和2年度の保険料の減免は、納付通知書発送（7月中旬）後の申請受付となります。

**必要なもの**

対象①に該当する世帯…後期高齢者医療保険料減免申請書（年度毎に1枚）、医師の診断書など

対象②に該当する世帯…後期高齢者医療保険料減免申請書（年度毎に1枚）、令和元年・2年の収入状況（月毎）が確認できるもの（確定申告書、帳簿、給与明細書など）、事業等を廃止した場合はその事実が確認できるもの

**<申請・問い合わせ>保険課高齢者保険料係 (TEL 25-2116) (FAX 29-9843)**

## 年金

延長

障害（基礎、厚生）年金や老齢年金受給等に係る届書の提出について、延長の期限が決まりましたので、お知らせします。

**対象**

- ①老齢基礎年金や障害（基礎、厚生）年金等の受給者で、現況届や生計維持確認届の提出が必要であり、提出期限が令和2年2月末から令和2年6月末までの人
- ②障害（基礎、厚生）年金受給者で障害状態確認届の提出が必要であり、提出期限が令和2年2月末から令和3年2月末までの人

**提出期限** 下記の提出期限までに提出しなかった場合は、年金の一部または全部が一時差し止められます。

対象①に該当する人…令和2年7月31日（金）

対象②に該当する人…障害状態確認届の提出期限のそれぞれ1年後

**<問い合わせ>市民・人権同和对策課市民年金係 (TEL 25-2112) (FAX 25-2118)**

### 医療等の相談窓口はこちら

- 医療機関受診に関して  
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所  
(TEL 0948-21-4972)  
夜間・休日の連絡先  
(TEL 092-471-0264)
- その他の問い合わせ  
県がん感染症疾病対策課  
(TEL 092-643-3288)  
厚生労働省電話相談窓口  
(TEL 0120-565653)  
聴覚障がい等、  
電話での相談が難しい人  
(FAX 03-3595-2756)

### 「新しい生活様式（直方市版）」チラシをダウンロードしてご利用ください。



2ページでご紹介した「新しい生活様式」のチラシデータは、市ホームページから自由にダウンロードできます。

ぜひ、自宅やお店に掲示してご利用ください。



ダウンロードはこちら▶

## 事業者向け交付金(直方市)

### ◎直方市持続化緊急支援交付金(新規)

**対象** 中堅・中小法人及び個人事業者等で、「福岡県持続化緊急支援金」の支給認定を受けた者(医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人含む)のうち、法人市民税または市民税の納税地が直方市である事業者

**給付額** 一律10万円(1事業者につき1回限り)

※国の「持続化給付金」の受給者は対象外

**申請期限** 8月31日(月) 当日消印有効

### ◎直方市新型コロナウイルス感染拡大防止 休業等協力施設支援交付金(申請期限延長)

**対象** ※前回の申請期間(4月27日～5月29日)にすでに申請された方は、対象外です。

①福岡県から休業要請および休業協力依頼をされ、4月25日(土)～5月6日(祝)の全期間に休業した施設

②福岡県から営業時間短縮を要請され、4月25日(土)～5月6日(祝)の全期間に営業時間を短縮した施設(休業した場合も含む)

**給付額**

対象①の施設…1施設(店舗)あたり20万円

対象②の施設…1施設(店舗)あたり10万円

**申請期限** 7月31日(金) 当日消印有効

詳しくは  
お問い合わせ  
ください

<申請・問い合わせ> 商工観光課商業観光係 (TEL 25-2156)(FAX 25-2158)

## 事業者向け直方よろず給付金申請支援窓口

市と福岡県よろず支援拠点が連携し、事業者のための「直方よろず給付金申請支援窓口」を開設します。書類作りが苦手な事業者の方々の申請書作成を無料で支援します。

※マスクを着用してご相談ください。また、熱のある方のご利用はご遠慮願います。申し込みはこちら▼

**開設日** 毎週水曜日と金曜日(祝日を除く)

※事前予約制

**相談時間枠** ①午前9時30分～10時30分 ②午前10時45分～11時45分

③午後1時～2時 ④午後2時15分～3時15分 ⑤午後3時30分～4時30分

**ところ** 市庁舎5階 特別相談会場(505会議室)



<問い合わせ> 商工観光課工業振興係(TEL 25-2155)(FAX25-2158)

## 人権への配慮を

新型コロナウイルス感染症への強い不安や恐れから、感染症に関わる人やその家族などに対して、差別や偏見、不当な扱いを受けるなどの人権侵害が起きています。人権侵害が広まると、差別を受けることを恐れて、熱や咳があるなどの感染を疑われる症状が出て受診をためらい、結果として感染症の拡散を招くことにつながります。

インターネットやSNS、うわさ話には、誤った情報が混ざっています。国や県、市町村など公的機関の情報を基に、冷静な判断と正しい行動をお願いします。

### ●人権相談窓口

みんなの人権 110 番  
子どもの人権 110 番 TEL 0570-003-110

福岡県福祉労働部  
人権・同和对策局調整課 TEL 092-643-3325

福岡県精神保健福祉センター  
医療従事者の皆さまのための  
こころの相談 TEL 092-582-7700

外国語人権相談ダイヤル  
Foreign-language  
Human Rights Hotline TEL 0570-090-911